

令和7年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

令和7年10月20日（月）

1 出席議員（9名）

1番 須藤 秀忠 議員
2番 芦澤 秀典 議員
3番 稲葉 寿利 議員
4番 吉川 隆之 議員
5番 佐藤 菊乃 議員
6番 萩田 丈仁 議員
7番 長谷川 祐司 議員
9番 赤池 弘源 議員
10番 小池 義治 議員

2 欠席議員（1名）

8番 萩野 基行 議員

3 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井 義正 君
代表 監査 委員 高橋 富晴 君
富士市上下水道部長 勝又 猛 君
富士市産業交流部長 岡 利徳 君
富士宮市水道部長 四條 昌彦 君
局 長 前嶋 裕 君
総務課 長 根上 忠記 君
施設課 長 堀部 恭之 君

4 出席した事務局職員（4名）

参事補兼管理係長 小泉 大輔 君
庶務係 長 渡邊 友貴 君
庶務係 主査 佐野 浩平 君
庶務係 上席主事 伊東 治世 君

5 議 事 日 程

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 認第1号 | 令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議第4号 | 令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第1号） |
| 日程第7 | 議第5号 | 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議第6号 | 岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議第7号 | 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて |

午前10時 開 会

○議長（荻田丈仁議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（荻田丈仁議員） 日程第1 議席の指定を行います。

本件については、岳南排水路管理組合議会議員補欠選挙において当選されました佐藤菊乃議員並びに赤池弘源議員の議席を指定するものであります。

佐藤菊乃議員並びに赤池弘源議員の議席については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において、ただいま着席の5番並びに9番にそれぞれ指定いたします。

ここで、5番佐藤菊乃議員並びに9番赤池弘源議員から発言の申出がありますので、順次これを許します。

○5番（佐藤菊乃議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 5番 佐藤菊乃議員。

○5番（佐藤菊乃議員） 皆様、おはようございます。富士市議会から選出されました佐藤菊乃と申します。初めての在籍になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○9番（赤池弘源議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 9番 赤池弘源議員。

○9番（赤池弘源議員） 皆さん、おはようございます。富士宮市議会から選出されました赤池弘源です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荻田丈仁議員） 以上で佐藤菊乃議員並びに赤池弘源議員の発言を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（荻田丈仁議員） 日程第2 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

10番 小池義治 議員

2番 芦澤秀典 議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（荻田丈仁議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（荻田丈仁議員） 日程第4 諸般の報告を行います。

議員3名から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により許可いたしましたので御報告いたします。

去る4月22日、鈴木幸司議員から辞職願が提出され、4月25日をもって許可いたしました。

また、去る5月16日、齋藤和文議員から辞職願が提出され、5月19日をもって許可いたしました。

次に、富士市議会から選出されました小池智明議員から、去る8月15日、辞職願が提出され、8月18日をもって許可いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言挨拶を申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変御多忙の中、御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、富士市並びに富士宮市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、佐藤菊乃議員並びに赤池弘源議員が選出されましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。今後とも、岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、御審議を賜ります議案の大要につきまして説明申し上げます。

初めに、認第1号令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入が5億8,231万円余、歳出が5億4,443万円余であります。歳入を前

年度と比較しますと、454万円余、率にして0.8%の減となっております。これは繰越金などが減少したことによるものです。

なお、主財源であります各工場の岳南排水路使用に係る使用料収入は、前年度から103万円余、率にして0.2%の増加となり、また、使用料収入の基礎となります排水量につきましては、前年度から約79万立方メートル、率にして0.4%の増加となりました。

次に、歳出であります。前年度と比較しますと、978万円余、率にして1.8%の減となっております。これは施設維持改良費などが減少したことによるものです。

なお、全ての事業は計画どおり執行することができました。今後も、当地域の産業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力を怠りません。

次に、議第4号令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ788万7,000円を追加し、5億7,188万7,000円とするものであります。これは、歳入におきまして前年度繰越金を追加するもので、歳出におきましては一般管理費を追加するものであります。

次に、議第5号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、所要の措置を講ずるとともに、子育て部分休業を新設するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、部分休業の取得要件の緩和及び部分休業制度の多様化に係る規定を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第7号であります。人事案件でありますので、後ほど上程いたしました際、改めて説明申し上げます。

以上、上程案件につきまして概要のみ申し上げますが、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荻田丈仁議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第5 認第1号令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（荻田丈仁議員） 日程第5 認第1号令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長（前嶋 裕君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 局長。

○局長（前嶋 裕君） それでは、認第1号令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算の数値につきましては、決算書に記載のとおりでございます。本日は、事業報告書の内容を基に、詳細について御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の緑色の表紙、事業報告書1ページをお願いします。決算概要について御説明します。会計規模は、当初予算額5億3,700万円に、補正予算第1号により265万円を増額、また、2号により2,427万8,000円を増額したことで、予算現額は5億6,392万8,000円です。対しまして決算額は、歳入総額5億8,231万9,081円、歳出総額5億4,443万1,512円で、歳入歳出差引残額は3,788万7,569円となりました。

前年度との比較につきまして、下の表を御覧ください。歳入は合計で454万8,613円、0.8%の減です。これは、使用料や財産運用収入、基金繰入金は増加しましたが、繰越金が減少したため、全体では減少しています。

歳出は合計で978万5,560円、1.8%の減です。これは、総務管理費や積立金が増加しましたが、施設管理費や施設維持改良費が減少したため、全体では減少しています。

次のページをお願いします。別表-1、歳入歳出予算の科目別執行状況の歳入ですが、下段の合計欄をお願いします。2回の補正により2,692万8,000円を増額し、予算現額は5億6,392万8,000円となり、これに対する調定額5億8,231万9,081円、収入済額は同額でした。

予算現額と収入済額との比較は1,839万1,081円のプラスとなり、予算現額に対する収入率は103.3%、調定額に対する収入率は100%でした。

次のページをお願いします。歳出ですが、下段の合計欄をお願いします。2回の補正により2,692万8,000円を増額し、予算現額は5億6,392万8,000円で、対する支出済額は5億4,443万1,512円、執行率は96.5%、不用額は1,949万6,488円でした。

次のページをお願いします。別表-2、5か年度の財政収支状況のうち、令和6年度について御説明します。歳入から歳出を差し引いた形式収支（C）、実質収支（E）はともに

3,788万7,569円、単年度収支（G）も523万6,947円のプラスとなりました。また、基金の積立金と取崩し分を調整した実質単年度収支も2,420万6,667円のプラスです。

次のページをお願いします。2、歳入予算の事項別執行状況について御説明します。1款1項使用料は、岳南排水路の使用料及び占用料で、予算現額4億964万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに4億2,800万2,071円で、収入率は予算現額に対し104.5%でした。このうち使用料収入は、予算現額4億940万円に対し、調定額、収入済額ともに4億2,771万6,941円で、不納欠損額、収入未済額はありません。

使用工場数は、年度内に増減はなく86工場で、このうち休止が9工場あります。内訳は次のページを御参照ください。

使用料収入は基本料金と従量料金で構成されていますが、基本料金の算定基礎となる許可排水量に年度内の増減はありませんでした。また、従量料金の算定基礎となる年間総排水量は、前年度と比べて0.4%増加しています。これにより、収入済額の内訳は、基本料金が1億5,122万6,812円、従量料金が2億7,649万129円であり、使用料全体は4億2,771万6,941円となり、前年度と比べて0.2%の増加となりました。

9ページをお願いします。中段の占用料は、予算現額24万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに28万5,130円でした。

次のページをお願いします。2款財産収入1項財産運用収入は、基金の運用に伴う利子等の収入で、予算現額7,053万5,000円に対し、調定額、収入済額ともに7,053万4,720円でした。このうち、岳南排水路基金の債券利子等が6,996万9,720円、職員退職手当基金の債券利子が56万5,000円でした。補正予算は、債券売却益等による運用益金の増に伴い、2,427万8,000円を増額しました。

なお、基金の運用状況につきましては後ほど御説明します。

2項財産売却収入は、廃鉄蓋の売却収入で、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額ともに1万4,454円でした。

3款1項基金繰入金は、岳南排水路基金から繰入れしたもので、予算現額5,100万円に対し、調定額、収入済額ともに5,100万円でした。

次のページ、4款1項繰越金は、予算現額3,265万円に対し、調定額、収入済額ともに3,265万622円で、補正予算は、前年度の決算確定に伴い265万円を増額しています。

5款諸収入1項預金利子は、歳計現金の一時運用等に係る預金利子で、予算現額

1,000円に対し、一時運用はなく、預金利子はありませんでした。

2項雑入は、予算現額10万円に対し、調定額、収入済額ともに11万7,214円で、研修事業参加に対する助成金7万2,000円などです。

14ページをお願いします。3、歳出予算の事項別執行状況について御説明します。1款1項1目議会費の支出済額は18万9,000円で、定例会2回に係る運営経費です。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の支出済額は1億3,775万7,613円で、組合事務運営に係る経費です。主なものは、1の(4)一般職13人の給与費1億577万3,295円、次のページ、3の(1)事務運営費548万2,840円、4の(1)庁舎管理費329万1,949円、5の(1)消費税1,009万8,200円などです。

次のページをお願いします。2項施設管理費1目排水管理費の支出済額は180万5,291円で、管渠内の水質調査、硫化水素調査に係る経費です。

2目下水道管理費の支出済額は4,746万3,343円で、管渠施設等の維持管理費です。主なものは、1の(1)、人孔整備や管路補修などの維持補修費2,162万6,000円、(2)、管内点検やゲート点検などの保守点検費2,438万675円などです。

次のページ、3目ポンプ場管理費の支出済額は3,798万9,337円で、今泉ポンプ場に係る運転管理経費や維持補修費です。

3項施設維持改良費1目施設改良費の支出済額は2億4,364万2,435円で、事業計画に基づく施設の維持保全に要する経費です。主なものは、1の(1)、管渠更生工事などの保全対策事業費2億3,633万600円、次のページで、2の(1)、水位計更新工事などの保全対策事業費640万5,003円です。

3款公債費1項1目利子の支出済額は4万9,773円で、歳入が一時的に不足した期間に、岳南排水路基金から繰替運用を行ったことに伴う利子です。

4款諸支出金1項1目岳南排水路基金積立金の支出済額は6,996万9,720円で、債券の運用による利子等を基金として積み立てたものです。

2目職員退職手当基金積立金の支出済額は556万5,000円で、債券の利子56万5,000円と基金への積立金500万円です。

次のページ、5款1項1目予備費は、予算現額257万6,000円で、同額が不用額となりました。

24ページをお願いします。財産に関する調書について御説明します。土地及び建物についてですが、土地は、行政財産、普通財産ともに増減はなく、合計1万8,125.96平方メートルです。建物も増減はなく、999.93平方メートルです。物件は、地上権設

定用地であり、増減はなく、4,263.68平方メートルです。物品も増減はなく、26品です。施設（管渠）も増減はなく、3万8,392.59メートルです。

次のページ、5、基金について御説明いたします。基金の運用状況は、26ページ、別表-5にまとめておりますので御覧ください。

1、岳南排水路基金は、表の着色部、令和6年度を御覧ください。前年度末現在高33億304万1,139円に、運用益金6,996万9,720円を積み増した一方で、5,100万円を取り崩したため、決算年度末現在高は33億2,201万859円となりました。

下の表に運用益金の内訳を示しております。

その下、基金預金状況では、1行目の別段預金が1億3,581万5,508円、債券は下から2行目に計30本で、額面総額32億1,000万円を、これまでに31億8,619万5,351円で購入してきました。

次のページ、2、職員退職手当基金は、前年度末現在高5,855万2,234円に運用益金56万5,000円と新たに500万円を積み立て、決算年度末現在高は6,411万7,234円となりました。

基金預金状況では、別段預金が411万7,234円、債券が1本、額面6,000万円を保有しております。

以上で議第1号の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（荻田丈仁議員） 当局の説明を終わります。

次に、監査の結果について、監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（高橋富晴君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 代表監査委員。

○代表監査委員（高橋富晴君） 御指名がありましたので、令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果について御報告申し上げます。

審査は令和7年8月5日に実施し、審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書などにより決算計数を精査し、また、基金の運用状況については、関係諸帳簿と照合して係数の成否を精査し、運用の妥当性を審査いたしました。その結果、決算書及び関係書類等は、いずれも関係法令を遵守した処理がなされ、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況、事務処理の方法につきましても妥当と認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付の令和6年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししてありますので、御参照くださるようお願いいたします。決算

数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

使用工場の多くを占める紙産業においては、依然、需要の低迷は続いておりますが、こと衛生用紙については比較的堅調に推移しております。岳南排水路管理組合におきましても、排水量の持ち直しにより使用料は増収となり、また、歳出面においても、支出を適正水準に抑制することにより、収支は引き続き黒字となっております。

しかしながら、物価上昇による経費の増加は今後も続くことが予想され、使用料収入だけでは支出を賄えない厳しい財政状況が続くものと考えられます。このため、ストックマネジメントに基づく施設の維持管理を計画的に実施するなど、中長期的な視点に立った運営をされるよう要望し、令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○議長（荻田丈仁議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。

○3番（稲葉寿利議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 3番 稲葉寿利議員。

○3番（稲葉寿利議員） ただいま監査委員からの報告がございました。この報告の意見書の中の2ページですけれども、使用者が前年と変わらずに、また新たなものもないということの中で、使用料は増収して、管渠の状態を監視し、目標耐用年数を延ばすということでもありますけれども、埼玉県での陥没事故がありましてね、やっぱり管渠の老朽化というのは実際あると思うんですね。それを耐用年数を延ばしていくということの中で、陥没事故ということもすごい不安なんですけれども、その辺はしっかり対応できているのかなというものが1つ。

それと、あともう1つですけれども、ストックマネジメントということの中で、長期的な視点で計画的に点検、調査、修繕、改築などを効率的に行っていくということをストックマネジメントというんでしょうけれども、基金運用の関係で、これはしっかりと、予定どおりというか、ちゃんとできているのかなという部分、この2点をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○局長（前嶋 裕君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 局長。

○局長（前嶋 裕君） まず1点目は、八潮市で陥没事故があったが、組合のほうの対応はどうかというようなお話だと思うんですけれども、まず、耐用年数の関係から先に説明させていただきますと、昨年度も説明させていただいたんですが、標準耐用年数というの

は50年でございまして、これまで、令和6年まで目標耐用年数73年で工事を計画していました。その内容はストックマネジメントに関係するんですけども、そこを令和7年度から、本年度から100年に延ばして、今、ストックマネジメントの計画を令和7年度から100年で取り扱っております。

その中で、その100年に延ばした関係でどうかというふうな話もあるかと思うんですが、これまで二十数年間の維持管理のデータですとか現況の状況を見まして分析などしまして、73年を100年に伸ばしても問題ないだろうということで、私たちもそれが妥当ということで延ばしております。

陥没の対応などはどうかということなんですが、ストックマネジメントで100年延ばすんですが、実際どのような管理をしていくかということ、まず、巡視を月に2回行っております。それは車で走らせて、表面上、道路から見て目視と、またはマンホールの中を点検をしているようなところがございまして、それは11か所程度行っております。

あとは夏の点検がございまして、夏季点検は1週間止めるんですが、それが年に1度ありまして、内部の調査を目視とカメラで行っているんですが、全部で39キロメートルぐらいあるんですけども、その分を5年に1回確認するよということで、要は5年間隔で確認して、ちなみに、令和6年、令和7年度の結果ですと、緊急度ということでその段階があるんですが、一番悪い状況、緊急度Iということですぐに修繕しなければならないものはございませんでした。3段階のうち2段階目のものが十数件ございましたけれども、これは次の年度にもう改修、改良というんですか、補修しますので、基本的には次の年度で健全な状態になるということです。

あとは3段階の軽度のものがあるんですが、それはそこまで問題にならないものですから、それは大体5年の目安で改修するものですから、そこは次年度でやっているんで、短い期間で改修、改良をやっています。そういうことがあるものですから、それをずっと続けているんで、すぐに陥没するとか、そういうような状況は今のところ見られないのかなということで判断しています。今のが1つ目です。

2つ目のストックマネジメントが予定どおり行われているかというような話ですけども、先ほどもございましたけれども、ストックマネジメント、毎年の点検の結果を基に、少しずつ改良というんですか、更新しているんですが、令和5年に、先ほど言いました目標耐用年数の検討の中で100年にしたものについて、ストックマネジメントを令和6年度に変更して、令和7年度から運用しています。そのストックマネジメントが、例えば平準化ですとか維持管理の効率化などがストックマネジメントの目的ですけども、ちなみに事業費ですと、73年を100年にしたことで、半分ぐらいの目標の計画事業費とい

うものに今のところなっています。

ただ、ストックマネジメントというのは、管路だけじゃなくてポンプ場もあるものですから、ポンプ場の分は、現在、令和7年度でストックマネジメントの見直しを行っています。これも6年ぶりぐらいにやっているんですけども、その両方のストックマネジメント、管路と今年度やっているポンプ場が新たになっているものですから、今までのストックマネジメントから比べると少し遅れるような形だったんですが、新しいストックマネジメント、それから今年度、財政収支計画も見直しを行っていますので、その中で組み入れて、うまく連携しながらやるような予定になっております。

基金の運用がうまくいっているかということで、基金ですけれども、先ほどの報告書の中をちょっと見ていただいたほうがいいのかなと思うんですが、26ページを説明させていただきました。26ページで2段目の令和6年度岳南排水路基金の運用益金内訳とございます。こちらですけれども、債券の利子が4,400万円余ありますけれども、これは大体1.36%ぐらいの利息分がございます。実際、歳入の不足、使用料の不足があるものですから、この利子分を、4,000万円から5,000万円の間ぐらいで、大体このぐらいを目安として予定しておりますので、まず確保できているということ。

それから、債券の売却差益とございますけれども、ここが2,500万円余あります。こちらは前のページ、25ページを見ていただきたいんですけども、債券の買換えということで表で5つございます。細かい数字はあるんですけども、大まかに言いますと、5回あるんですけども、見ていただくと利率がいいものに、一番上だと1.278%から1.8%、下は1.52%から2.3%ということで、有利な利率のものに買換えをしております。

平均ですと、大体1.6%のものが2.1%になったということで0.5ポイント上がって、合計ですと250万円ぐらいですか、数十万円ですけれども、そのぐらいが有利なものに買い換えたということで、安全なものを工夫して導入しているようなところです。

以上です。

○3番（稲葉寿利議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 3番 稲葉寿利議員。

○3番（稲葉寿利議員） まず、管路のほうですけれども、老朽化というのはもう絶対避けられないものですので、しっかりとこれからもやっていっていただきたいと思いますが、もともと耐用年数が50年、60年ぐらいのものを100年に延ばすというのは、なかなか無理もあるのかなというふうに考えます。目視で大丈夫だろうという考えの中でみんなやってきて陥没を起こしているものですから、その辺をしっかりとさせていただかないと、万が一のことがあるととんでもないことになりますし、極端なことを言うと岳

排自体もどうなるということになってしまうので、その辺はしっかりとやっていていただきたいというふうに思います。

それと監査委員のほうからも、財政も厳しい状況の中にあるよという指摘を受けています。そんな中で今の債券の話ですけれども、利率の低いやつをどんどん債券の買換えをして、いいやつに変えていく。もちろんあれは期間があるんだろうけれども、そういった部分で少しでも利益が上がるような方策をどんどん取っていただければいいのかなというふうに思います。どんどん買換えというか、そういうことも考えていただけたほうがいいのかなというふうに思います。

以上で結構です。

○10番（小池義治議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 10番 小池義治議員。

○10番（小池義治議員） 事業報告書の8ページを見ますと、報告の中で年間総排水量が0.4%ですが増加しているというのが、私はちょっと意外だなと思ったんです。日本の人口は全体的に減っていますし、衛生紙に関しても、人口が減った分ぐらいは減っていくんじゃないかなというふうに思っていました。0.4%増加ということなんですけれども、これは単純に紙の生産量が増えたということなのか、それか岳排使用工場のどこかが既存の工場内に生産設備を何か新しくつくって、その分が増えたのかということについてお答えください。

もう1点、今後、例えば10年ぐらいのスパンで、この総排水量というのはどういうふうに推移していくとお考えでしょうか。

○局長（前嶋 裕君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 局長。

○局長（前嶋 裕君） 2点御質問いただきました。1点目の0.4%増えた理由はというようなことだと思うんですけれども、ちなみに、令和5年度から6年度の比較をお話しさせていただきますと、紙の生産量全体の統計があるんですが、その中で家庭紙ではプラス2.5%とあります。この理由は、インバウンドの関係ですとか、あとはコロナが終わって、災害、能登半島の関係の地震とか南海トラフの臨時情報があって少し増えたというようなところが全体ではあります。ちなみに、紙の全体の量の比較というのも統計であるんですが、それはマイナス1.8%ということで、全体では紙の量は減っています。

ちなみに、市内の衛生用紙とそのほかの用紙と関係ないその他の水の比率があるんですけれども、大まかにいうと、衛生用紙、家庭紙が4割、それ以外、印刷用紙とか、いわゆる洋紙というのが56%ぐらいあるのかなということで、あと残りが4%ということで、

そのぐらいの比率なので、紙の量の全体とちょうど合っているような内容でございます。それぞれの内訳もあるんですが、家庭紙のものですと、やはりプラス2.8%ぐらい水の量が増えて、これは市内の一年間の合計で、洋紙のほうはマイナス1.2%ということで、減ったものと増えたものとあるんですが、家庭紙のほうは、衛生用紙ですね、踏みとどまっているというか頑張っているというか、率がいいものですから、それ全体でプラス0.4%というような内容です。

もう1つ、今後の状況ですけれども、先ほどもちょっと話したんですが、6年度はインバウンドの関係とかで持ち直したんですが、ここ8月、9月ぐらいまでの年度、4月からの動向を見ますと、やはり紙全体ではマイナス2%ぐらいになります。衛生用紙のほうは、同じように今年度はマイナス1%ぐらいということで、去年のインバウンド効果ですとか災害の効果よりも若干減っているのは、去年、先ほど言いました災害の関係で8月になったら増えているものですから、前年度と比較するとちょっとマイナスに今のところなっているということで、また後半、どうなるかということをやっと注視したいなと考えております。

以上です。

○10番（小池義治議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 10番 小池義治議員。

○10番（小池義治議員） 説明で大変よく分かりました。インバウンドと、あと災害のときに買いだめた部分があるということで、その反動もあろうかと思えます。

この家庭紙というのは輸出製品ではないので、国内の人口がシュリンクしていけば、その分、減っていってしまうものだと思いますので、そういったことも勘案して総排水量の将来予測を立てながら、また関連のマネジメントも含めてやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（荻田丈仁議員） ほかに質疑はありませんか。——質疑も出尽くしたようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

認第1号令和6年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第6 議第4号令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(第1号)

○議長(荻田丈仁議員) 日程第6 議第4号令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(前嶋 裕君) 議長。

○議長(荻田丈仁議員) 局長。

○局長(前嶋 裕君) それでは、議第4号令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ788万7,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億7,188万7,000円とするものであります。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。

事項別明細書にて御説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いします。2、歳入であります。4款1項1目前年度繰越金は、決算の確定に伴いまして、補正前の額3,000万円に788万7,000円を追加し、補正後の額を3,788万7,000円とするものです。

9ページ、10ページをお願いします。3、歳出であります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、補正前の額1億5,792万8,000円に981万4,000円を追加し、補正後の額を1億6,774万2,000円とするものです。

右の説明欄をお願いします。3の1事務運営費は480万6,000円を増額するものです。これは王子マテリア株式会社所有のつつじ橋に本組合の排水管を設置していますが、令和6年11月の豪雨で橋脚が外れ、河川管理者から撤去指導を受けました。この撤去工事に係る費用の一部を負担するものです。

5の1消費税は500万8,000円を増額するものです。これは令和6年度課税期間分の消費税額が確定したことに伴う増であります。

5款1項1目予備費は、補正前の額300万円に192万7,000円を減額し、補正後の額を107万3,000円とするもので、年度途中の調整予算として補正をお願いするものであります。

以上で議第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（荻田丈仁議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第4号令和7年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第5号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（荻田丈仁議員） 日程第7 議第5号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（前嶋 裕君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 局長。

○局長（前嶋 裕君） それでは、議第5号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたしますので、議案書の11ページ、併せまして黄色の表紙、議案参考資料では1ページをお願いします。

本条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限対象を拡大するとともに、子育て部分休業制度の新設、また、仕事と育児、仕事と介護の両立支援制度について、利用しやすい勤務環境の整備に関する規定の追加等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

なお、富士市及び富士宮市におきまして、法律の改正に伴う同様の条例改正は既に可決をされている状況であります。

改正の主な内容につきましては、黄色の表紙、議案参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第9条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めております。第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、第4項を記載のとおり整理することにより、育児を行う職員の時間外勤務の制限対象

を拡大するものであります。

次のページをお願いします。第12条は、休暇の種類について、新たに「子育て部分休業」を追加するものであり、第16条につきましては、新たに追加する第18条の3で使用する用語の略称を定めるため字句を加えるものであります。

次に、第16条の2の次に、子育て部分休業について規定する第16条の3を加えるものであり、第1項において、子育て部分休業は、育児短時間勤務職員等を除く職員が、同項に定める子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇であることを定めております。

次のページをお願いします。第2項では、子育て部分休業の期間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすることを、第3項は、子育て部分休業については、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することを定めております。

次に、第18条は、病気休暇等の承認について規定しており、新たに子育て部分休業を承認が必要な休暇等に加えるものであります。

次に、第18条の次に新たに3条を加えるものであり、第18条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等として、仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置や、申出職員の意向を確認するための措置、当該申出に係る子の心身の状況などによる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する意向確認の措置を講ずることなどを定めております。

次のページをお願いいたします。第18条の3第1項は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないことを定めております。

また、第2項では、管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないと定めております。

次のページをお願いします。第18条の4は、勤務環境の整備に関する措置について定めており、管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、以下のとおり、職員に対する研修の実施や相談体制の整備などを講じなければならないことを定めております。

議案書の14ページをお願いします。附則であります。この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で議第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（荻田丈仁議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑に入ります。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決いたしました。

日程第8 議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（荻田丈仁議員） 日程第8 議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（前嶋 裕君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 局長。

○局長（前嶋 裕君） それでは、議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたしますので、議案書の15ページ、併せまして黄色の表紙、議案参考資料では6ページをお願いします。

本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、部分休業の取得条件の緩和及び部分休業制度の多様化に係る規定を整備するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を追加するため、また、さきに御説明いたしました議第5号の条例の一部改正により、子育て部分休業を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、富士市及び富士宮市におきまして、法律の改正に伴う同様の条例改正は既に可決されている状況であります。

改正の主な内容につきましては、黄色の表紙、議案参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条は、育児休業法の改正に伴う条項の追加及び条ずれに対応する改正であります。

第16条は、部分休業をすることができない職員を定める規定であります。部分休業

の取得要件を緩和するため、改正前は、勤務日ごとの勤務時間も要件としていたものを削り、勤務日数のみとするとともに、次の第17条の改正に伴い、語句を整理するものであります。

次に、第17条は、部分休業の承認について定める規定であります。部分休業制度の多様化を図るため、改正前の「部分休業」を「第1号部分休業」とし、勤務時間の始め、または終わりにおいて承認する取扱いを削るとともに、育児休業法の改正により拡充された部分休業を第2号部分休業とするものであります。また、子育て部分休業の新設に伴い、部分休業の取得に際し、調整を必要とする休暇に子育て部分休業を加えるものであります。

次のページをお願いします。ページ下段から次のページの上段までにつきましては、第2号部分休業の承認や期間、時間などを詳細に規定するため、第17条の2から第17条の5までの4条を加えるものであります。

次に、第18条は、部分休業の承認の取消事由に係る規定であります。職員が第17条の5に規定する第3項変更をしたときは、部分休業の承認を取り消すことを規定するため、同条を全部改正するものであります。

次に、第19条は、妊娠または出産等の申出があった場合における措置等について、また、次のページの第20条は、勤務環境の整備に関する措置に係る規定であります。これらは、職員が育児休業を取得しやすいよう、妊娠、出産を申し出た職員に対し、制度等を知らせるとともに、意向確認のための面談などを行うことや、研修の実施及び相談体制の整備等の措置を講じることを規定するものであります。

次に、第21条は、育児休業期間等における給与の取扱いにおいて「、育児短時間勤務」を追加するとともに、次の第22条と併せて条の繰下げを行うものであります。

議案書の18ページをお願いします。附則であります。附則第1項におきまして、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における当該部分休業の承認の請求をする場合の経過措置について定めるものであります。

以上で議第6号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（荻田丈仁議員） 当局の説明を終わります。

これから議第6号について質疑に入ります。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第6号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

○議長(荻田丈仁議員) 日程第9 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番芦澤秀典議員の退席を求めます。

(2番 芦澤秀典議員 退席)

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者(小長井義正君) 議長。

○議長(荻田丈仁議員) 管理者。

○管理者(小長井義正君) 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

このたび、御同意を賜りたい監査委員は、同時に議員のうちから選任される委員であります。先般、齋藤和文議員の辞職に伴い、議員のうちから選任される監査委員が欠員となっております。これによりまして、組合規約第11条第2項の規定により後任委員を選任したく、御同意を得ようとするものであります。

提案申しあげました富士宮市上井出721番地、富士宮市議会議員芦澤秀典氏は、議員のうちから選任する監査委員として最も適任であると存じます。何とぞ議員各位の御同意を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。

○議長(荻田丈仁議員) 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議第7号は原案どおり同意されました。

2番芦澤秀典議員の入場を求めます。

(2番 芦澤秀典議員 入場)

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和7年12月22日

議 長 荻 田 丈 仁

会議録署名議員 小 池 義 治

会議録署名議員 芦 澤 秀 典
